

令和 8 年度

幼保連携型認定こども園

あづまこども園 重要事項説明書



社会福祉法人 北信福祉会

3 施設・設備の概要

敷地面積		3, 261. 00㎡	
園舎	構造	鉄骨造り	
	延床面積	924. 95㎡	
施設設備の数と面積	教育・保育室	5室	186. 73㎡
	乳児室	1室	115. 50㎡
	調乳室	1室	3. 20㎡
	一時預かり室	1室	33. 75㎡
	病児保育室	1室	28. 00㎡
	沐浴室	1室	4. 80㎡
	遊戯室	1室	144. 54㎡
	こども用便所	5室	30. 61㎡
	保健室	1室	7. 50㎡
	調理室	1室	28. 80㎡
	職員室	1室	48. 75㎡
	第二遊戯室	1室	88. 35㎡
	ミーティングルーム	1室	33. 75㎡
	相談・応接室	1室	12. 80㎡
廊下等(子育て支援センター含む)			157. 87㎡
設備の種類		◎床暖房設備 ◎冷暖房設備 ◎清浄機	
屋外遊戯場(園庭・中庭)		1, 021. 00㎡	

4 施設の運営方針

運営方針	<p>当園は次に掲げる方針に基づき、子育てをする保護者を援助し保護者とより良い関係を築きながら、子どもの健全な心身の発達を図ると共に、豊かな人間性をもった子供の育成に努める。</p> <p>【基本理念】 「キラキラ輝く笑顔と共に…」 ◎子どもたち一人ひとりと向き合い寄り添いながら、温かい笑顔で生きる力と豊かな心を育みます。たくさんの出会いを通し、共に手をつなぎ、支え合い、認め合って生きていきたい。子どもたちの“キラキラ”した瞳がくもることなく、いつまでも輝き続けられるよう、応援します。そして地域の中で共に育ち合い温かい人の輪を広げます。</p> <p>【教育・保育目標】 ◎生き生きと遊ぶ子ども ◎生命を大切にし、他を思いやれる子ども ◎心身伸びやかに自分を表現し、意欲を持って取り組む子ども</p> <p>【教育・保育方針】 ◎一人ひとりを認め合い、個性・人格を大切にするこども園 ◎あたたかく、安心して預けられるこども園 ◎地域の子育て支援の中核となれるこども園</p>
------	--

5 職員体制

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1 人	1 人	0 人	
主任 (副園長)	1 人	1 人	0 人	
リーダー (主幹保育教諭)	2 人	2 人	0 人	
保育教諭	25 人	20 人	5 人	含：一時預かり職員・育休職員・兼務職員
栄養士	1 人	1 人	0 人	
調理師(員)	2 人	1 人	1 人	
看護師	2 人	1 人	1 人	病児保育担当
事務員	2 人	1 人	1 人	

6 教育・保育を提供する日

開園日	日曜日、祝祭日、年末・年始(12/29~1/3)を除く日
1号認定の休園日	日曜日、祝祭日、年末・年始(12/29~1/3)
	◎土曜日 ◎夏季休園(夏休み): 8/6~8/20 ◎冬季休園(冬休み): 12/27~1/8 ◎春季休園(春休み): 3/27~4/5

7 教育・保育を提供する時間

(1) 開所時間

月曜日から金曜日	7:00~19:00
土曜日	7:00~19:00

(2) 【1号認定】教育標準時間認定に関する教育時間

月曜日から金曜日	8:30~16:30
----------	------------

(3) 【2号・3号認定】保育標準時間認定に関する保育時間(11時間)

月曜日から金曜日	7:00~18:00
土曜日の保育時間	7:00~18:00
延長保育時間	18:00~19:00

(4)【2号・3号認定】保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

月曜日から金曜日	8：30～16：30
土曜日の保育時間	8：30～16：30
延長保育時間	7：00～ 8：30
	16：30～18：00
	18：00～19：00

8 利用料金

(1)【1号認定】利用者負担額

種類	内容	金額
主食費 (3歳以上)	1か月 ※年間の登園日数により設定	750円
副食費 (3歳以上)※	1か月 ※年間の登園日数により設定	3,750円
預かり保育(平日)	7：00～ 8：30利用	300円
	16：30～18：00利用	300円
	18：00～19：00利用	200円
長期休暇中の預かり保育費用 (土曜日・夏・冬・春)	1日(8：30～16：30)	1,000円
長期休暇中の預かり保育給食費 (土曜日・夏・冬・春)	1回	300円
預かり保育 (土曜日・夏・冬・春 休園日の時間外)	7：00～ 8：30利用	300円
	16：30～18：00利用	300円
	18：00～19：00利用	200円
スポーツ振興センター共済 掛け金 ※掛け金の変動により 年度で、価格変動あり	1年	240円
教材費	実費 ※別表1参照 ※価格変動により差替えとする	

※市補助金等により、年度毎に副食費の減額がある場合があります。

(2)【2・3号認定】利用者負担額

種類	内容	金額
保育料 (2歳児クラスまで)	1か月	市の算定により決定
主食費 (3歳児クラス以上)	1か月	1,000円
副食費 (3歳児クラス以上)※	1か月	5,000円
延長保育料 (教育・保育標準時間)	18:00~18:30	100円
	18:00~19:00	200円
延長保育料 (教育・保育短時間)	7:00~ 8:30	300円
	16:30~18:00	300円
	18:00~19:00	200円
スポーツ振興センター共済 掛け金 ※掛け金の変動により 年度で、価格変動あり	1年	240円
教材費	実費 ※別表1参照 ※価格変動により差替えとする	

※市補助金等により、年度毎に副食費の減額がある場合があります。

9 支払方法

保育料	園に登録していただいた銀行口座より引き落としとなります。 ※口座引落日は毎月25日(土日祝日をはさむ場合は前営業日)とさせていただきます。 ※2・3月分はまとめて、3月20日の引落日(土日祝日をはさむ場合は前営業日)に引き落としさせていただきます。
主食費+副食費	
延長保育料 (延長保育利用児)	
1号認定預かり保育料 (標準時間外・長期休暇)	

※期日まで支払いが出来なかった場合には、後日「口座振替不能のお知らせ」をお渡し致します。督促状に記載の期日までに必ずお支払い下さい。

10 提供する特定教育・保育の内容

当園は、就学前の子どもに関する教育・保育の総合的な提供の推進上に関する法律(平成18年法律第77号)、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)(以下「支援法」という)、その他関係法令等を遵守し、幼稚園教育要領(平成29年告示)、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成29年告示)、保育所保育指針(平成29年告示)に沿って園児の発達に必要な教育・保育を総合的に提供する。

1 1 《毎日の教育・保育の流れ》

【月～金曜日】

	3号認定	2号認定	1号認定
	0・1・2歳児	3・4・5歳児	
	【開園】		
7:00	順次登園	順次登園	※預かり保育 (7:00~8:30)
8:30	自由遊び (合同保育)	自由遊び (合同保育)	登園 8:30
9:00	クラス保育開始 おやつ	クラス保育開始 朝の体操 朝のお集まり(朝の挨拶) 一斉活動・自由遊び(散歩等) 給食 歯みがき 午睡時間 起床 おやつ お集まり (絵本の読み聞かせ、明日のお話、帰りの支度)	
9:30	オムツ交換 一斉活動・自由遊び (散歩等)		
10:30	離乳食・授乳 給食		
11:00			
11:30	午睡		
12:00	(月齢により一人ひとりのリズムに合わせていきます)		
12:30			
14:30	起床・オムツ交換		
15:00	おやつ		
15:30	お集まり (絵本の読み聞かせ、帰りの支度)		
16:00	順次降園	降園 16:30	
16:30	自由遊び オムツ交換		
18:00	延長保育	延長保育	※預かり保育 (16:30~19:00)
19:00	【閉園】		

【土曜日】

	3号認定	2号認定	1号認定
	0・1・2歳児	3・4・5歳児	
	【開園】		
7:00	順次登園	順次登園	※預かり保育 (7:00~8:30)
8:30	自由遊び (合同保育)	自由遊び (合同保育)	登園 8:30
9:00	クラス保育開始 おやつ	異年齢児保育開始 朝の体操 一斉活動・自由遊び・散歩等 給食 歯みがき 午睡時間 起床 おやつ お集まり (絵本の読み聞かせ、明日のお話、帰りの支度)	
9:30	お集まり オムツ交換 一斉活動・自由遊び (散歩等)		
10:30	離乳食・授乳 給食		
11:00			
11:30	午睡		
12:00	(月齢により一人ひとりのリズムに合わせていきます)		
12:30			
14:30	起床・オムツ交換		
15:00	おやつ		
15:30	お集まり (絵本の読み聞かせ、帰りの支度)		
16:00	順次降園	降園 16:30 ※預かり保育 (16:30~19:00)	
16:30	自由遊び オムツ交換		
18:00	延長保育	延長保育	
19:00	【閉園】		

《年間指導計画》

クラス	保育計画
0歳児	<ul style="list-style-type: none"> ◎生理的欲求を満たし、食事・睡眠等の生活リズムの感覚の芽生えを大切に育む。 ◎保育者が優しく語りかけ、ふれあう中で信頼関係を築く。 ◎健康な心と身体を育て、一人ひとりが快適に且つ安全に過ごせるように培う。
1歳児	<ul style="list-style-type: none"> ◎安心できる環境の中で、保育者との信頼関係を育む ◎安全な環境の中で様々な経験を重ね、身体及び感覚の機能を伸ばし探索活動を楽しむ。 ◎明るく伸び伸びと生活し、自分から体を動かすことを楽しむ。
2歳児	<ul style="list-style-type: none"> ◎保育教諭からの適切な援助の中で、基本的な生活習慣を身につける。 ◎一人ひとりの豊かな個性の発達と友達とのやりとりの基礎を育てる。 ◎園生活の様々な経験を通して、人や物への関心を広げていく。
3歳児	<ul style="list-style-type: none"> ◎基本的な生活習慣を身に付け、見通しを持って生活する。 ◎身近な友達や自然等の環境に積極的に関わり、興味・関心を深めていく。 ◎保育教諭や友だちとの関わりの中で、自分の気持ちを表現出来るようになる。
4歳児	<ul style="list-style-type: none"> ◎遊びや生活の中で、約束事や決まりごとを理解し守ろうとする。 ◎友達や保育者との関わりを深め、相手の気持ちに気づき集団で行動できるようになる。 ◎自分の興味・関心・思いを自分なりの方法で表現する。 ◎体を十分に動かし様々な動きのある遊びを楽しみ、経験を通し関心を持つ。
5歳児	<ul style="list-style-type: none"> ◎集団生活の中で友達と一緒に楽しみ、意欲的に遊びや生活に取り組む。また、主体的に行動して充実感を味わう。 ◎基本的な生活習慣を身につけ、意欲的に自分で出来る事の範囲を広げる。 ◎自分の思いや感じたことを、様々な方法で豊かに表現する。
その他 (年間行事等)	<p>入園式/進級式/始業式/誕生会/健康診断/歯科検診/保育参観/プール開き/七夕/夏まつり/運動会/ハロウィン/クラス懇談会/お楽しみ遠足/園外保育/生活発表会/老人ホーム交流/児童発達支援センター交流/豆まき会/個別相談/ひなまつり会/お別れ会/卒園式/修了式</p>

《クラス編成》

年齢	クラス名
0歳児	ひよこ組
1歳児	あひる組
2歳児	りす組
3歳児	うさぎ組
4歳児	きりん組
5歳児	ぞう組

1.2 給食等について

	提供内容				こども園での摂取割合 (1日の摂取カロリー)
	おやつ (午前)	給食		おやつ (午後)	
		主食	副食		
0歳児	○	○	○	○	エネルギー 416 kcal タンパク質 17.5 g 脂質 11.5 g 炭水化物 60.6 g 食塩 1.0 g
1歳児	○	○	○	○	
2歳児	○	○	○	○	
3歳児	—	○	○	○	エネルギー 574 kcal タンパク質 24.0 g 脂質 16.0 g 炭水化物 83.5 g 食塩 1.3 g
4歳児	—	○	○	○	
5歳児	—	○	○	○	

《アレルギー対応について》

当園は、厚生労働省が策定する「保育所における食物アレルギー対応ガイドブック」に則り、「あづまこども園総合マニュアル」を策定し、それに基づき、適切な対応に努めています。

また、入園時と進級時に「アレルギー疾患に関する調査」(福島市幼稚園・保育課資料)への記入をしていただき、それに基づいて対応して参ります。

1.3 登園・降園について

駐車場ではお子さまと手をつなぎ、事故のないよう十分にお気をつけください。

(1) 登園に当たっては、次の点に留意してください。

◎玄関に設置してある登降園システム「コドモン（タッチパネル）」で登園登録をお願いします。故障の原因となりますので保護者の方が操作をしてください。

◎午前9時までには登園してください。病気や家庭の都合でお休みするときは午前9時までにコドモンに入力または、園の電話にご連絡ください。

◎「与薬依頼書」「薬」「集金」は、直接職員にお渡しください。

(2) 降園に当たっては、次の点に留意してください。

◎玄関に設置してある登降園システム「コドモン（タッチパネル）」で降園登録をお願いします。

◎普段のお迎えの方以外のお迎えの場合は、必ず事前に連絡をお願いします。

◎お迎えの時間に変更になる場合は、連絡をお願いします。

◎事故防止のため、速やかな降園にご協力ください。

1.4 健康診断、健康管理について

(1) 健康診断

◎学校保健安全法（昭和33年法律第56号）の規定する健康診断に準じて実施しています。

児童健康診断	全園児	2回/年	乳児健診（0、1歳児）	1回/月
歯科検診	全園児	1回/年		
尿検査	3歳以上	1回/年		

(2) 健康管理、病気のときの対応

◎園で発熱やひどい咳、嘔吐、下痢等の症状がある場合には、全身状態を観察しながら連絡をさせていただきます。

◎感染の恐れのある病気にかかった場合は、必ずこども園に連絡してください。また、完治後は医師に確認をしていただき、医師の意見書を提出していただく事になります。意見書につきましては、感染症の種類により、医師記入のものと、保護者記入のものがあります。（感染症の種類については意見書参照。）

◎予防接種は機会を逃さず予定を立てながら受けるようにしましょう。また、摂取後その旨をお知らせ下さい。

15 園医

以下の医療機関《小児科・内科》と委託医契約を締結しています。

医療機関の名称	いがらしキッズクリニック
医院長名	五十嵐 悦雄
所在地	福島市三河南町1-15
電話番号	024-563-7686

16 園歯科医

以下の医療機関《歯科》と委託歯科医契約を締結しています。

医療機関の名称	すがいデンタルクリニック
医院長名	菅井 秀樹
所在地	福島市八島田字琵琶淵82
電話番号	024-555-5080

17 学校薬剤師

以下の薬剤師と学校薬剤師契約を締結しています。

薬局の名称	保原薬局やぎた店
薬剤師名	山岸 沙織
所在地	福島市八木田中島56-1
電話番号	024-539-7558

18 地域防災拠点、広域避難場所

あづまこども園近隣の地域防災拠点、広域避難場所は次のとおりです。

避難場所・避難所	◎第一避難場所：こども園園庭（園舎南側） ◎第二避難場所：園舎前駐車場（園舎北側） ◎園外避難場所：職員駐車場（園舎北側道路向かい側）
広域避難場所	◎福島市立野田小学校 ◎福島市立野田中学校 ◎吾妻学習センター

19 緊急時における対応

特定教育・保育の提供中、利用子どもに体調の急変などがあった場合、すみやかに利用子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、福島市幼稚園・保育課及び保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

園児に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

※緊急連絡システム【コドモン】

あづまこども園では緊急時の連絡を早急に行うため、メールによる連絡を登録いただいた携帯電話のアドレスに送信いたします。

【管轄する消防署】

消防署名	福島消防署 西出張所
所在地	福島市上野寺字辻 48-2
電話番号	024-591-4628

【管轄する警察署】

警察署名	福島警察署 八島田駐在所
所在地	福島市八島田字東本庄町 1
電話番号	024-557-1548

20 非常災害時の対策

非常時災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常時災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	山田 瑠菜
消防計画届出年月日	令和8年4月1日
避難訓練	◎毎月1回 各種災害（火災・地震・風雪水害・台風・不審者等）を想定した訓練、消火器訓練の実施 ◎年1回消防署員立ち合い訓練実施（総合訓練） ◎年1回警察署員より不審者についての訓練指導実施 ◎BCP自然災害訓練
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器を備えています。
緊急時の連絡手段	電話、コドモン連絡網、学習センター施設への掲示等

2.1 賠償責任保険の加入状況（以下の保険に加入しています。）

保険の種類	(1) 保育園総合保険制度（園負担） (2) 日本スポーツ振興センター災害共済給付（保護者・園負担）
保険の内容	◎保育園児等傷害保険（負傷・疾病・障害・死亡等） ◎主催行事参加者傷害保険 ◎自動車搭乗中傷害保険 ◎保育園賠償責任保険 等

2.2 業務の質の評価について

あづまこども園の自己評価	◎実施方法：自己評価チェックシート 保育の振り返りによるPDCA ◎公表方法：ホームページ
--------------	---

2.3 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	齋藤 小百合	主任（副園長）
相談・苦情解決責任者	阿部 律子	ほくしん保育園 園長
相談・苦情解決責任者 （拠点）	加藤 真佐子	あづまこども園 園長
第三者委員	新家 淳子	024-558-0740 元伊達市スクールカウンセラー
	山崎 康子	024-573-9724 元須賀川支援学校郡山校教頭

【要望・苦情等への対応方法】

<p>(1) 苦情は、面接・電話・書面などにより受付担当者が随時受け付けます。尚、第三者委員に直接苦情を申し出る事も出来ます。</p> <p>(2) 苦情受付の報告・確認 苦情受付担当者が受付けた苦情は苦情解決責任者と第三者委員に報告します。第三者委員は苦情の内容を確認し、苦情申出人に対して報告を受けた旨を通知します。</p> <p>(3) 苦情解決の話し合い 苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意を持って話し合い解決に努めます。その際、苦情申出人は第三者委員の助言や立ち合いを求める事が出来ます。尚、第三者委員の立ち合いによる話し合いは、次により行います。</p> <p>① 第三者委員による苦情内容の確認 ② 第三者委員による解決案の調整・助言 ③ 話し合いの結果や改善事項等の確認</p> <p>(4) 当法人内では解決できない苦情は、福島県社会福祉協議会に設置された福島県運営適正化委員会苦情解決部会 事務局：福島市渡利字七社宮 111 024-523-1251 に申立てる事が出来ます。</p>
--

24 地域の育児支援について

- 当園は、子育て支援事業として、以下の事業を実施します。
- (1) 地域子育て支援事業（栄養士や看護師による育児相談、他）
 - (2) 一時預かり事業（就学前の子どもに対する預かり保育の実施）

25 虐待の防止のための措置について

- (1) 当園は、子どもの人権の擁護・虐待の防止等のための次の措置を講じます。
- ①人権の擁護・虐待の防止に関する必要な体制の整備
 - ②職員による子どもに対する虐待等の行為の禁止。
 - ③虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施。
 - ④その他虐待防止のために必要な措置。
- (2) 虐待等の行為とは、「児童福祉法」第33条第10項各号に規定する行為をいう。
- (3) 教育及び保育中に当園の職員または養育者(子どもを現に養育する者)による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに児童虐待防止法に従い、福島市の所管課や児童相談所等の行政機関に通告します。

26 個人情報の取り扱い

- (1) 特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。
- (2) 個人情報の取り扱いについて関係法令及び個人情報保護委員会「個人情報に関する法律についてのガイドライン」及び当法人「個人情報に関する基本方針」を遵守し、適切な取り扱いを行います。

27 個人情報窓口

個人情報に係る窓口を以下のとおり設置しています。

個人情報相談窓口	齋藤 小百合	主任（副園長）
個人情報統括責任者	土田 美幸	法人本部事務局 総務部長 024-552-2466

28 利用開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の決定	<p>(1) 2・3号認定子どもは、市が行う利用調整による。</p> <p>(2) 1号認定こどもは、当園に直接申込み、選考後決定する。</p>
延長保育について	<p>◎保護者の方の就労時間、通勤時間等を考慮し、延長して保育が必要となる場合のみ延長保育をご利用いただけます。</p> <p>◎延長保育を希望される方は、「延長保育適用申込書」をご記入のうえ提出してください。</p> <p>◎なお、月極延長保育の開始・停止については、申込をした月の翌月からとなります。</p> <p>※時間、利用料金等詳細については、(8 利用料金)をご参照ください。</p>
病児保育について	<p>◎お子さまが保育中に発熱等の体調不良となった場合、病児室にて看護師が付き添い、保護者の方が迎えに来ていただくまでの間、お預かりいたします。</p> <p><対象児></p> <p>◎感冒・消化不良症状などの、日常的に罹患する恐れのある疾患により体調不良となった園児。</p> <p>→感染する恐れのある疾患や、疾患の程度が重い場合は、別対応となる場合があります。</p> <p>◎病児保育を利用しようとする場合、あらかじめ事業利用登録書(様式第1号)を園長に提出して頂きます。</p> <p><料金></p> <p>◎200円/1時間</p> <p>※電話にて体調不良等のご連絡を入れ、保護者の方の承諾を得てから病児保育に切り替えます。</p> <p>※電話連絡後の1時間後から、料金が発生します。</p>
利用上の留意登録情報に変更があった場合	<p>◎以下の内容に変更があった場合は速やかにお知らせください。</p> <p>(1) 勤務先の変更が発生した場合(転職・退職・求職等)</p> <p>(2) 転居や家族の増減など、家族の状況に変更が生じた場合(同居・婚姻・離婚・出産・死亡・各種手帳の交付等)</p> <p>(3) 妊娠した場合、産休・育休を取得した場合</p> <p>(4) 保育時間に変更になる場合(標準⇄短時間)</p> <p>※(1)～(4)については変更届の提出が必要です。</p> <p>◎退職した場合、2ヶ月の間に再就職する事が原則となります。(2・3号認定)</p> <p>◎転園、退園を希望される場合は、園長までお知らせください。</p>
教育・保育の終了について	<p>(1) 1号・2号認定子どもが小学校に就学するとき</p> <p>(2) 2号・3号認定子どもの保護者が、保育の認定事由に該当しなくなったとき(当該子どもが1号子どもとして利用を継続する場合を除く)</p> <p>(3) 保護者から退園の申し出があったとき</p> <p>(4) その他、利用継続に重大な支障又は困難が生じたとき</p> <p>(5) 子どもの保護者より教育・保育料等の滞納が3ヶ月続き、かつ支払う意思が認められないとき。</p> <p>(6) 園長が、体調不良等により集団生活の利用が困難であると判断したとき。</p>

当園は、教育・保育の提供にあたり、利用申込者に対して、本書面に基づき運営規程の概要、従業者の勤務体制、教育・保育の内容等重要事項を説明いたしました。

令和 年 月 日

事業者 名称 社会福祉法人 北信福祉会
幼保連携型認定こども園 あづまこども園
住所 福島県福島市笹木野字下屋敷 46 番地 3

説明者 職 名

氏 名 ⑩

私は、本書面により、あづまこども園が提供する教育・保育の内容等重要事項の説明を受け、あづまこども園が提供する教育・保育を利用することについて、同意いたします。

令和 年 月 日

利用申込者(支給認定保護者)

住 所

氏 名 ⑩

(利用児の氏名)

(利用児との続柄：)